

[illegible]

別海町農業委員会

別 海 町 農 業 委 員 会 議 事 録

(令和 7 年 2 月 2 8 日)

○開催日時 令和 7 年 2 月 2 8 日 (金)
午前 1 0 時 0 0 分から午前 1 1 時 4 0 分

○開催場所 別海町役場 4 階 議場

○議事日程

- | | | |
|---------|---------|---|
| 日程第 1 | 報告第 1 号 | 農地等あっせん結果の報告について (農業経営基盤強化促進法) |
| 日程第 2 | 報告第 2 号 | 農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について |
| 日程第 3 | 報告第 3 号 | 農地法第 6 条第 1 項の規定による農地所有適格法人の定期報告について |
| 日程第 4 | 議案第 1 号 | 別海町農用地調査評定委員の委嘱について |
| 日程第 5 | 議案第 2 号 | 農地法第 1 8 条の規定による賃貸借の解約について |
| 日程第 6 | 議案第 3 号 | 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 7 | 議案第 4 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 5 号 | 別海町農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第 9 | 議案第 6 号 | 現況証明願いについて |
| 日程第 1 0 | 議案第 7 号 | 別海町農地移動適正化あっせん基準の一部を改正する訓令の制定について |
| 日程第 1 1 | 議案第 8 号 | 別海町農用地利用関係の調整に関する手続き規程の一部を改正する訓令の制定について |
| 日程第 1 2 | その他 | 別海町産業後継者対策相談所対策相談員の選出について |

○出席委員（24名）

会	長	27番	信	夫	重	勝
会	長	代理	26番	加	藤	真純

1番	羽	石	健	一	2番	加	藤	祐	介
3番	芳	賀		均	4番	阿	部		浩
5番	石	森	裕	治	6番	石	毛		剛
7番	押	田	賢	二	8番	山	田	良	雄
9番	木	幡		誠	10番	佐々木		忠	實
11番	竹	花	智	子	12番	猿	谷	義	義
13番	畠	山	友	子	14番	市	川	昌	晴
15番	藤	田	浩	義	16番	石	田		樹
17番	及	川	哲	夫	18番	小	島		敏
19番	斉	藤	春	雄	20番	岸	本	正	明
21番	伊	藤	一	吉	22番	豊	島	千	秋
23番	目	黒	英	夫	24番	岡	崎	知	暢
25番	大	内	敏	光					

○欠席委員（なし）

○農業委員会事務局出席職員

事務局	事務局長	川	畑	智	明
総務担当	主幹	成	瀬	広	子
農地調整担当	主幹	大	山	晋	作
農地調整担当	主任	川	原	浩	貴
農地調整担当	主事	加	藤	智	也

○傍聴人（0名）

○議事録署名委員

14番	市	川	義	晴	15番	藤	田	浩	義
-----	---	---	---	---	-----	---	---	---	---

次の記録は、農業委員会等に関する法律第27条の規定により会議の記録を記載したものである。

令和 年 月 日

署名者

議 長 信 夫 重 勝

議席14番 市 川 義 晴

議席15番 藤 田 浩 義

◎開会宣言

○事務局（川畑事務局長）

定刻になりましたので、信夫会長に御挨拶をいただき総会を始めさせていただきます。

○信夫会長

皆さんおはようございます。

（会務報告がある）

本日は報告 3 件、議案 8 件、その他 1 件ですので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

それでは、ただいまから第 21 回農業委員会総会を開催いたします。

ただいま出席している委員は 27 名でございます。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開催させていただきます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

始めに議事録署名委員を会議規則第 19 条の規定により議長において指名いたします。14 番市川委員、15 番藤田委員、以上 2 名を指名しますのでよろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

◎日程第 1 報告第 1 号

○議長（信夫会長）

日程第 1 報告第 1 号「農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（川原主任）

報告第 1 号、農地等あっせん結果の報告について（農業経営基盤強化促進法）。次の者から農業経営基盤強化促進法第 16 条の規定に基づく利用権の設定等についてあっせんの申出があり、あっせんを行ったので報告する。

本件は 1 件でございます。本年 1 月総会で報告させていただきましたが、農用地の価格について意向が一致せず不調に終わったため、関係規定に基づき町長に対し買入れ協議の要請に取り組んだところ、この度、協議が整う運びとなったものです。今後の取り扱いについては後の議案第 5 号で提案し御審議いただく予定です。

それでは朗読させていただきます。

第 1 号、あっせん候補者、札幌市中央区北 5 条西 6 丁目 1 番地 23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。あっせん対象地、
外筆、計 m^2 。農地の所有者、

■■■■、■■■■。あっせん委員、羽石委員外 5 名。あっせん結果、成立。
あっせん価格、売買で■■■■円。

以上で報告第 1 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第 1 号の事務局説明が終わりました。

ここであっせんに当たられた委員の説明を求めます。1 号につきまして 6 番石毛委員をお願いします。

○6 番 石毛委員

はい、説明いたします。■■■■さん、今年の夏頃から TMR センターからの餌の供給を受けるということが決まりまして、飛び地を少し手放したいという申出がありましたので、今回、農業公社に買い取っていただく案件です。5 年後の取得予定者も決まっていますので、併せて報告いたします。よろしく願いいたします。

○議長（信夫会長）

報告第 1 号の委員説明が終わりました。ここで、報告第 1 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第 1 号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第 1 号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第 2 報告第 2 号

○議長（信夫会長）

日程第 2 報告第 2 号「農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第 2 号、農地法第 4 条の規定による農地転用許可後の事業完了届について。次の者から先に農地法第 4 条の規定により許可を受けた事業が完了した旨の届出があったので報告する。

本件につきましては、令和 5 年度及び令和 6 年度に農地転用許可を行った案件につきまして、令和 7 年 1 月 17 日から 2 月 14 日にかけて現地調査を行ったものです。内容につきましては、申請時における計画どおりとなって

いますので、事業完了年月日のみ朗読させていただきます。

第1号、事業完了年月日、令和6年10月30日。

第2号、事業完了年月日、令和7年1月29日。

第3号、事業完了年月日、令和6年9月30日。

以上で報告第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、報告第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては永久転用の完了届ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、報告第2号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、報告第2号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、報告第2号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第3 報告第3号

○議長（信夫会長）

日程第3 報告第3号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いします。

○事務局（大山主幹）

報告第3号、農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の定期報告について。次の者から農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告書の提出があったので報告する。今月は2件の報告がありました。農地法第2条に基づく事業要件、議決権要件、役員要件の全てを満たしております。そのほかの法人名、決算期等につきましては記載のとおりですので朗読を省略させていただきます。

以上で報告第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

報告第3号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては農地所有適格法人からの定期報告ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは報告第3号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

なしということですので、報告第3号を承認することに御異議ございませんか。

○委員

(「異議なし」の声あり)

○議長(信夫会長)

異議なしということですので、報告第3号を原案のとおり承認することに決定します。

◎日程第4 議案第1号

○議長(信夫会長)

日程第4 議案第1号「別海町農用地調査評定委員の委嘱について」を議題に供します。

事務局より報告の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局(大山主幹)

議案第1号、別海町農用地調査評定委員の委嘱について。農用地調査評定委員会設置条例第3条第2項の規定に基づき次のとおり委員を委嘱する。

本議案は、土地基盤整備事業及び経営の合理化に関する事業等に適正かつ円滑に推進し、農業の健全な発展を図るため、別海町農業委員会の附属機関として設置される農用地調査評定委員会の委員について委嘱するものです。

本議案につきましては、別添資料の2ページにあります委嘱予定者の情報も併せて御参照願います。それでは朗読させていただきます。

委嘱予定者、氏名、坂本和平。生年月日、[REDACTED]。住所、[REDACTED]。氏名、藤本繁樹。生年月日、[REDACTED]。住所、[REDACTED]。氏名、栗野勇。生年月日、[REDACTED]。住所、[REDACTED]。氏名、富田誠一。生年月日、[REDACTED]。住所、[REDACTED]。氏名、佐々木靖裕。生年月日、[REDACTED]。住所、[REDACTED]。

任期、令和7年4月1日から令和10年3月31日まで。

以上で議案第1号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

議案第1号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては委員の委嘱に関する案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは議案第1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

(「なし」の声あり)

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第1号につきまして原案のとおり委嘱することに決定します。

◎日程第5 議案第2号

○議長（信夫会長）

日程第5 議案第2号「農地法第18条の規定による賃貸借の解約について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第2号、農地法第18条の規定による賃貸借の解約について。次の者から農地法第18条第6項の規定により提出された賃貸借の合意解約の通知について、同条第1項の規定による北海道知事の許可を要しないことの決定を求める。本案は5件ございます。貸主、借主双方の合意により解約された通知であり、土地の引渡しの時期6か月以内に合意解約が成立しております。それでは朗読させていただきます。

第1号、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。借人、[REDACTED]、[REDACTED]。解約する土地、[REDACTED]外[REDACTED]筆、計[REDACTED]㎡。利用権の種類、賃借権。契約期間、令和6年7月31日から令和7年7月30日まで。合意解約成立の日、令和6年12月5日。土地の引渡しの時期、令和6年12月5日。解約理由、合意解約。

次号から5号までの利用権の種類については同文ですので、朗読を省略させていただきます。

第2号、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。借人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。解約する土地、[REDACTED]外[REDACTED]筆、計[REDACTED]㎡。契約期間、令和6年11月27日から令和7年11月26日まで。合意解約成立の日、令和7年1月15日。土地の引渡しの時期、令和7年1月15日。解約理由、合意解約。

第3号、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。借人、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。解約する土地、[REDACTED]外[REDACTED]筆、計[REDACTED]㎡。契約期間、令和6年11月27日から令和7年11月26日まで。合意解約成立

の日、令和7年1月15日。土地の引渡しの時期、令和7年1月15日。解約理由、合意解約。

第4号、貸人、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。借人、[REDACTED]、[REDACTED]。解約する土地、[REDACTED]外 [REDACTED]筆、計 [REDACTED]m²。契約期間、令和2年12月1日から令和7年9月30日まで。合意解約成立の日、令和7年2月18日。土地の引渡しの時期、令和7年2月18日。解約理由、合意解約。

第5号、貸人、同上。借人、[REDACTED]、[REDACTED]。解約する土地、[REDACTED]、[REDACTED]m²。契約期間、同上。合意解約成立の日、同上。土地の引渡しの時期、同上。解約理由、合意解約。

以上で議案第2号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第2号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては合意解約の案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

なお、1号につきましては、[REDACTED]番 [REDACTED]委員に関する案件ですので、[REDACTED]番 [REDACTED]委員を農業委員会等に関する法律第31条及び別海町農業委員会会議規則第14条の規定に基づき議事参与制限により一時退席を求めます。

（[REDACTED]番 [REDACTED]委員 一時退席）

それでは、1号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、1号について採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、1号につきまして原案のとおり北海道知事の許可を要しないことに決定します。

ここで、[REDACTED]番 [REDACTED]委員に対する議事参与制限を解除します。

（[REDACTED]番 [REDACTED]委員 着席）

○議長（信夫会長）

議事を再開します。

それでは議案第2号の議事参与制限以外の案件につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、議案第 2 号の議事参与制限以外の案件について採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第 2 号の議事参与制限以外の案件につきまして原案のとおり北海道知事の許可を要しないことに決定します。

◎日程第 6 議案第 3 号

○議長（信夫会長）

日程第 6 議案第 3 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第 3 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。次の者から農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書の提出があったので、許可の決定を求める。農地法第 3 条の許可申請につきましては、別添資料の調査表のとおり農地法第 3 条第 2 項の各号に該当していないことを確認していますので併せて御参照願います。

第 1 号、申請人の住所氏名、譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。許可を受けようとする土地の表示、[REDACTED]外 [REDACTED]筆、計 [REDACTED]m²。許可を受けようとする理由、譲渡人は農地を有効活用するため譲り渡すものである。譲受人は、経営規模拡大のため譲り受けるものである。売買価格は [REDACTED]円で、1 ヘクタール当たりの単価は約 [REDACTED]円となっております。

第 2 号、申請人の住所氏名、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。借人、[REDACTED]、[REDACTED]。許可を受けようとする土地の表示、[REDACTED]外 [REDACTED]筆、計 [REDACTED]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、農地を農地所有適格法人に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、使用貸借を受けて農地所有適格法人を経営するものである。貸借期間、許可日から令和 2 1 年 3 月 2 6 日まで。

第 3 号、申請人の住所氏名、貸人、[REDACTED]、[REDACTED]。借人、[REDACTED]、[REDACTED]。許可を受けようとする土地の表示、[REDACTED]外 [REDACTED]筆、計 [REDACTED]m²。許可を受けようとする理由、貸人は、全地を経営の主体である長男に使用貸借により貸し付けるものである。借人は、父の全地を使用貸借により借り受けるものである。貸借期間、令和 7 年 3 月 2 3 日から 4 0 年間。

以上で議案第3号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第3号の事務局説明が終わりました。

ここで調査に当たられた委員の説明を求めたいと思います。

1号2号につきまして8番山田委員、3号につきまして15番藤田委員お願いいたします。

それでは、1号2号について、8番山田委員お願いいたします。

○8番 山田委員

はい、説明いたします。■■■■さんは、JA道東あさひの理事をされており、ロボット牛舎で搾乳されております。1号ですが、号線の払下げになります。2号は、個人の所有から法人に使用貸借するものです。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

続きまして、3号につきまして、15番藤田委員お願いいたします。

○15番 藤田委員

はい、3号の■■■■さんですが、期限到来による親子間での使用貸借の更新案件になります。よろしくお願いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第3号の委員説明が終わりました。ここで議案第3号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、議案第3号につきまして、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第3号につきまして原案のとおり許可することに決定します。

◎日程第7 議案第4号

○議長（信夫会長）

日程第7 議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。次の者から農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、許可

の決定を求める。

本申請につきましては、立地基準及び一般基準を満たし、農用地利用集積計画及び農業振興地域整備計画に支障を及ぼすものではありません。それでは議案を朗読させていただきます。

第1号、許可を受けようとする土地の表示、[REDACTED]。面積、計[REDACTED]m²。契約内容、使用貸借。目的、砂・土採取。計画内容、砂採取量、[REDACTED]m³。土採取量、[REDACTED]m³。転用基準、区分、農用地。許可理由、農地法施行令第11条第1項第1号。土地利用計画、農用地。所有者氏名、[REDACTED]、[REDACTED]。転用者氏名、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。

第2号、許可を受けようとする土地の表示、[REDACTED]外[REDACTED]筆。面積、計[REDACTED]m²。契約内容、賃貸借。目的、土採取。計画内容、土採取量、[REDACTED]m³。転用基準、同上。許可理由、同上。土地利用計画、同上。所有者氏名、[REDACTED]、[REDACTED]。転用者氏名、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。

以上で議案第4号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第4号の事務局説明が終わりました。ここで調査に当たられた委員の説明を求めます。

1号につきまして20番岸本委員、2号につきまして21番伊藤委員お願いいたします。

それでは1号につきまして、20番岸本委員お願いいたします。

○20番 岸本委員

はい、説明いたします。11月13日に伊藤委員と山田委員と共に見に行きました。継続して砂を採取している場所で、特に問題ないと思われますので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、2号につきまして、21番伊藤委員お願いいたします。

○21番 伊藤委員

はい、ご説明いたします。先ほど岸本委員からも説明があったとおり、岸本委員と山田委員と現地確認しました。ここは新規の取扱いで、申請に相違ないことを確認しましたので、よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第4号の委員説明が終わりました。それでは議案第4号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

(挙手なし)

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第４号につきまして原案どおり可決することに決定し、北海道農業会議へ意見聴取のうえ、その回答が許可相当の場合は、会長の専決により申請者へ許可書を交付することとします。

◎日程第８ 議案第５号

○議長（信夫会長）

日程第８ 議案第５号「別海町農用地利用集積計画の決定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川原主任）

議案第５号、別海町農用地利用集積計画の決定について。別海町農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の第５第１項第６号による計画について、農業経営基盤強化促進法附則第５条第１項により決定を求める。

本案は全部で１４件です。所有権の移転が２件、利用権の設定が１１件、利用権の移転が１件となっております。

所有権の移転内容につきましては、所有権の移転時期、対価、対価の支払い期限、当事者間での法律関係、調整委員のみを朗読させていただきます。

第１号、所有権の移転を受ける者、札幌市中央区北５条西６丁目１番地２３、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。所有権の移転をする土地、[REDACTED]外[REDACTED]筆、計[REDACTED]㎡。所有権の移転をする者、[REDACTED]、[REDACTED]。所有権の移転時期、令和７年３月３日。対価、[REDACTED]円。対価の支払い期限、令和７年４月１１日。当事者間の法律関係、売買。

第２号、所有権の移転を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]。所有権の移転をする土地、[REDACTED]外[REDACTED]筆、計[REDACTED]㎡。所有権の移転をする者、[REDACTED]、[REDACTED]。所有権の移転時期、同上。対価、[REDACTED]円。対価の支払い期限、令和７年１１月３０日。当事者間の法律関係、同上。調整委員、石毛委員、岡崎委員。

続いて利用権の設定です。

内容につきましては、利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権の設定をする者、始期、終期、借賃、借賃の支払いの方法、当事者間の法律関係、調整委員のみ朗読させていただきます。

第１号、利用権の設定を受ける者、[REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED]。利用権を設定する土地、[REDACTED]外[REDACTED]筆、計[REDACTED]㎡。利用権の設定をする者、札幌市中央区北５条西６丁目１番地２３、公益財団法人北海道農業公社 理事

長 小田原輝和。設定する利用権、始期、令和7年3月3日。終期、令和7年9月30日。借賃、年間[]円。借賃の支払いの方法、毎年12月10日までに指定口座に振込むものとする。当事者間の法律関係、賃貸借。調整委員、加藤祐介委員、藤田委員。

次号から11号までの当事者間の法律関係は同文ですので、朗読を省略させていただきます。

第2号、利用権の設定を受ける者、[]、[]、[]。利用権を設定する土地、[]、[]m²。利用権の設定をする者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。設定する利用権、始期、同上。終期、同上。借賃、年間[]円。借賃の支払いの方法、同上。調整委員、同上。

第3号、利用権の設定を受ける者、[]、[]。利用権を設定する土地、[]外[]筆、計[]m²。利用権の設定をする者、[]、[]。設定する利用権、始期、令和7年6月29日。終期、令和17年6月28日。借賃、年間[]円。借賃の支払いの方法、毎年11月30日までに指定口座に振込むものとする。調整委員、山田委員、加藤祐介委員。

次号から6号までの借賃の支払いの方法は同文ですので、朗読を省略させていただきます。

第4号、利用権の設定を受ける者、[]、[]。利用権を設定する土地、[]外[]筆、計[]m²。利用権の設定をする者、[]、[]。設定する利用権、始期、令和7年5月1日。終期、令和8年4月30日。借賃、年間[]円。調整委員、竹花委員、木幡委員。

次号から10号までの調整委員は同文ですので、朗読を省略させていただきます。

第5号、利用権の設定を受ける者、[]、[]、[]。利用権を設定する土地、[]外[]筆、計[]m²。利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、始期、令和7年6月19日。終期、令和8年6月18日。借賃、年間[]円。

第6号、利用権の設定を受ける者、[]、[]、[]。利用権を設定する土地、[]外[]筆、計[]m²。利用権の設定をする者、[]、[]。設定する利用権、始期、令和7年6月1日。終期、令和12年5月31日。借賃、年間[]円。

第7号、利用権の設定を受ける者、[]、[]。利用権を設定する土地、[]外[]筆、計[]m²。利用権の設定をする者、同上。設定する利用権、始期、同上。終期、同上。借賃、年間

円。借賃の支払いの方法、毎年6月30日と10月31日までに2回に分けて半額ずつ指定口座に振込むものとする。

第8号、利用権の設定を受ける者、
。利用権を設定する土地、
外筆、計m²。利用権の設定をする者、
、。設定する利用権、始期、同上。終期、同上。借賃、年間
円。借賃の支払いの方法、毎年6月25日までに指定口座に振込むものとする。

第9号、利用権の設定を受ける者、
。利用権を設定する土地、
外筆、計m²。利用権の設定をする者、
、。設定する利用権、始期、令和7年6月23日。終期、令和12年6月22日。借賃、年間円。借賃の支払いの方法、毎年11月30日までに指定口座に振込むものとする。

第10号、利用権の設定を受ける者、
。利用権を設定する土地、
外筆、計m²。利用権の設定をする者、
、。設定する利用権、始期、令和7年9月1日。終期、令和17年8月31日。借賃、年間円。借賃の支払いの方法、毎年8月31日までに指定口座に振込むものとする。

第11号、利用権の設定を受ける者、
。利用権を設定する土地、
外筆、計m²。利用権の設定をする者、
、。設定する利用権、始期、令和7年5月26日。終期、令和12年5月25日。借賃、年間円。借賃の支払いの方法、毎年、11月30日までに指定口座に振込むものとする。調整委員、岸本委員、羽石委員。

続いて利用権の移転です。利用権の設定を受ける者、利用権を設定する土地、利用権の設定をする者、始期、終期、借賃、借賃の支払いの方法、利用権の移転時期、調整委員を朗読させていただきます。

第1号、利用権の設定を受ける者、移転前、
。移転後、
。利用権の移転をする土地、
外筆、計m²。利用権の移転をする土地の所有者、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社 理事長 小田原輝和。移転する利用権、始期、令和5年12月26日。終期、令和10年10月31日。借賃、年間円。借賃の支払いの方法、毎年、12月10日までに指定口座に振込むものとする。利用権移転の時期、令和7年3月3日。調整委員、押田委員、山田委員。

以上で議案第5号の内容説明を終わります。

○議長(信夫会長)

はい、議案第5号の事務局説明が終わりました。

所有権の移転の１号につきましては、報告第１号で説明済みですので事務局説明のみとさせていただきます。

それでは調整に当たられた委員の説明を求めます。所有権の移転の２号につきましては６番石毛委員、利用権の設定の１号及び２号につきましては２番加藤祐介委員、３号につきましては８番山田委員、４号から１０号につきましては１１番竹花委員、１１号につきましては２０番岸本委員、利用権の移転の１号につきましては７番押田委員にお願いします。

それでは所有権の移転の２号につきまして、６番石毛委員をお願いします。

○ ６ 番 石毛委員

はい、説明いたします。■■■■さん、■■■■さんという方から約２０ヘクタールの土地を借りておりましたが、今回合理化ということで農業公社に買上げとなり、５年後に取得予定なのが■■■■さんになるということで、■■■■さんの土地が少し不足するため、地域の合意を得たうえで■■■■さんから■■■■さんに農地が譲渡される案件です。よろしくお願いいたします。

○ 議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の１号及び２号につきまして２番加藤祐介委員をお願いします。

○ ２ 番 加藤委員

はい、説明いたします。■■■■、■■■■の法人化に伴う一時貸付の変更についてです。本来は法人化を行った際に農業公社と一時貸付の契約を変更するはずのところ、契約を変更していなかったため、今回法人と契約を変更するものです。よろしくお願いいたします。

○ 議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の３号につきまして８番山田委員をお願いします。

○ ８ 番 山田委員

はい、説明いたします。更新案件になります。同じ内容でさらに１０年間の賃貸になります。よろしくお願いいたします。

○ 議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の４号から１０号につきまして１１番竹花委員をお願いします。

○ １１ 番 竹花委員

はい、４号から１０号まで一括して説明します。全て賃貸借を同条件で再設定するものですので、よろしくお願いいたします。

○ 議長（信夫会長）

続きまして、利用権の設定の１１号につきまして２０番岸本委員をお願いします。

○ ２０ 番 岸本委員

はい、更新案件です。■■■■さんが■■■■さんに貸付けるものです。前は■■■■さんでしたが、経営者が変わっているため、■■■■さんに変

更しました。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

続きまして、利用権の移転の1号につきまして7番押田委員お願いします。

○7番 押田委員

はい、説明いたします。■■■■■さんが経営移譲し、息子の■■■■■さん
に変わったので、農業公社の借受の名義を変更するものです。よろしく願
いいたします。

○議長（信夫会長）

議案第5号の委員説明が終わりました。

それでは、議案第5号につきまして、質疑を受けたいと思います。何か御
質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を
求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということで、議案第5号につきまして原案どおり決定します。

◎日程第9 議案第6号

○議長（信夫会長）

日程第9 議案第6号「現況証明願いについて」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（大山主幹）

議案第6号、現況証明願いについて。次の者から現況証明願いが提出され
たので、北海道農地法関係事務処理要領第9第4項の規定により証明する。

今月は1件の提出がありました。それでは朗読させていただきます。

第1号、所在、■■■■■。面積、計■■■■■㎡。利用状
況、雑種地。所有者、■■■■■、■■■■■。

以上で議案第6号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

はい、議案第6号の事務局説明が終わりました。ここで現地調査に当たら
れた委員の説明を求めたいと思います。

それでは、1号につきまして20番岸本委員お願いいたします。

○20番 岸本委員

説明いたします。11月13日に山田委員、伊藤委員、事務局とともに見
に行きました。現在バンカーサイロとして使われている周辺の土地ですので、

特に問題ないと思われます。よろしくお願いします。

○議長（信夫会長）

議案第 6 号の委員説明が終わりました。ここで議案第 6 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、採決に入りたいと思います。否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第 6 号につきまして原案のとおり証明することに決定します。

◎日程第 10 議案第 7 号

○議長（信夫会長）

日程第 10 議案第 7 号「別海町農地移動適正化あっせん基準の一部を改正する訓令の制定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川畑事務局長）

議案第 7 号、別海町農地移動適正化あっせん基準の一部を改正する訓令の制定について。別海町農地移動適正化あっせん基準の一部を改正する訓令を次のように制定する。訓令本文の朗読は省略させていただきます。

はじめに、農地移動適正化あっせん基準の概要について説明させていただきます。この基準は、あっせん申出に対する事業実施の基準を定めたものです。現在、農地の売買は、農地法第 3 条に基づく相対による売買か、基盤強化法に基づく利用集積計画による売買が主なものですが、今回改正する農地移動適正化あっせん基準に基づく売買は、農業委員があっせんを行い、あっせん成立後に農地法第 3 条による売買を行うものとなります。この 3 つの違いとしては、農業委員があっせんしない場合は農地法第 3 条に基づく相対による売買となり、農業委員会にあっせんの申出があった場合は、あっせん基準に基づく売買となります。なお、基盤強化法等の一部改正により農地の売買は、農業公社を経由することが原則となりますので、まずは農業公社の売買事業等の活用を促し、この事業に同意を得られない場合に限り、あっせん基準に基づくあっせんを行い、売買を行うという流れになります。この流れを定めたものがあっせん基準となります。

また、譲渡所得税の控除につきましては、基盤強化法に基づく売買は 800 万円控除、又は、要請に基づく場合は 1,500 万円控除。あっせん基準

に基づく売買は、８００万円控除、相対の場合は特別控除を受けられないことも大きな違いとなります。

所有者から農地を売りたいという申出があった場合、先ほど説明したとおり、農業公社事業に同意を得られた場合は農業公社事業の流れに基づくこととなりますが、同意を得られなかった場合に限り、このあっせん基準に基づく売買を行うこととなります。農業公社事業に不同意の場合は、事務局であっせん候補者名簿を作成することとなっておりますが、今年度中に町が作成する地域計画に農業を担う者として位置付けられている場合は、名簿に登載されている者とみなすという規定がありますので、名簿の作成はほぼないと考えております。

次に推進委員会にあっせんを委任し、推進委員会であっせん委員及びあっせん候補者を選定することとなります。その後、あっせんすることとなりますが、あっせんできない者として相手方を指定した申出や、あっせん申出以前に実質的に契約が締結されている場合などは、あっせん基準による売買はできないこととなっています。

今回の改正については、国及び北海道のあっせん要綱等の改正に基づく改正となり、これまでの説明と重複することから、大きな変更点のみ説明させていただきます。第５の２について、農用地等の権利を取得させるべき者が２人以上いる場合のあっせん順位の定め方について、改正前改正後ともに経営面積と経営指標の格差が小さい者や利用条件から見て効率的に利用できる者を優先するとあり、思うような方に農地をあっせんできない場合があったことも、この基準を利用してこなかった理由の一つであると考えております。

次に第７について、新設になります。地域計画に農業を担う者として位置付けられていること等が追加され、この事項があっせんの優先順位として最も優先されることとなるため、少し使いやすくなると考えております。

次に第９について、農地中間管理事業や基盤強化法に掲げる事業の活用を促すこととし、申出者の同意が得られない場合において、あっせんすることが追加されております。これら農業公社事業に同意が得られない場合に限り、この基準によりあっせんができることとなります。なお、出し手から受け手への直接の利用集積計画による売買が４月以降できなくなることから、農業公社事業に同意を得られず、この基準に基づくあっせんが増えることを想定しております。

以降はあっせん証明書の交付、あっせん台帳作成等の新規項目の追加や様式の変更を記載しておりますが、説明を省略させていただきます。

なお、附則としまして、この訓令は、令和７年４月１日から施行するものです。

また、議決をいただいた場合、北海道のあっせん事業実施要綱に基づきまして、北海道にあっせん基準の認定申請を行い、認定されることでこの基準が効力を生じることとなります。また、基準の改正に当たりましては、北海道の実施要綱に基づきまして、町、普及センター及び各農協の意見聴取を実

施し、意見がなかったこと、及び、この基準は事前に振興局に内容確認いただき、特に問題がない旨の回答を得ていることを申し添えます。

以上で議案第7号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第7号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては訓令の制定に関する案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第7号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○議長（信夫会長）

はい、14番市川委員。

○14番 市川委員

農地の移動は全て農業公社をとおして実施していく認識でいましたが、相対の売買は農業公社をとおさなくてよいのでしょうか。

○事務局（川原主任）

そもそも3条の売買を禁止するのであれば、3条の売買をなくすという対応を国がすると思いますが、それをせずに今の現状として3条は残っており、これからも残ると思われます。

私たちの立場としては、農業公社に売ってもらうように推奨していきませんが、農業公社をとおせば手数料がかかるため使いたくないという方が当然出てきますし、農業公社としても現況地目は農地になっていますが、実際、半分以上は山林原野のような土地があって、今でいう合理化事業にそぐわず、農業公社で買えない土地が出てくる可能性もあります。その場合、3条の売買で対応するという可能性はあり得ると思われます。

○議長（信夫会長）

その他に何か御質問ございませんか。

○議長（信夫会長）

はい、2番加藤祐介委員。

○2番 加藤委員

農用地の権利の取得後の経営面積と経営指標の格差が小さい者に優先的にあつせんすることとありますが、経営面積と経営指標の格差が小さい者について、どのような方なのかももう少し詳しく教えてください。

○事務局（川畑事務局長）

経営面積と経営指標の格差が小さい者について、別海町農業振興地域整備計画に酪農1型、酪農2型など経営規模によって何種類か分類があり、分類ごとに目標面積が定められています。その目標面積と今現在の経営面積に当該農用地を加算した面積の差が小さい者を優先的にあつせんするということですが、今回の改正によって第7にある地域計画に農業を担う者として位置付けられていれば、その者を優先できることになります。

○議長（信夫会長）

はい、19番斉藤委員。

○ 19 番 齊藤委員

基準を全て網羅しないといけないのですか。

○事務局（川畑事務局長）

優先順位は色々あるのですが、基準を全て網羅していなくても地域計画によって農業を担う者として位置づけられていれば基準を満たしているということになります。

○議長（信夫会長）

その他に何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、議案第 7 号の採決に入りたいと思います。

議案第 7 号について否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第 7 号につきまして原案のとおり制定することに決定します。

（ 11 時 15 分から 11 時 25 分まで休憩）

◎日程第 11 議案第 8 号

○議長（信夫会長）

日程第 11 議案第 8 号「別海町農用地利用関係の調整に関する手続き規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（川畑事務局長）

議案第 8 号、別海町農用地利用関係の調整に関する手続き規程の一部を改正する訓令の制定について。別海町農用地利用関係の調整に関する手続き規程の一部を改正する訓令を次のように制定する。

訓令本文の朗読は、省略させていただきます。この規程は、基盤強化法に基づき認定農業者等から利用権の設定等を受けたい旨の申出があった場合の手続きを定めたものとなり、基盤強化法等の一部改正に伴い所要の改正を行うものです。

今回の改正は、第 2 条の利用権設定等の申出者に認定就農者を追加したこと、第 5 条の勧奨が基盤強化法から削除されたことに伴い削除すること、及び、その他法改正に伴う文言整理等を行うものです。

なお、附則としまして、この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとするものです。

以上で議案第 8 号の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

議案第 8 号の事務局説明が終わりました。この案件につきましては訓令の制定に関する案件ですので、事務局説明のみとさせていただきます。

それでは、議案第 8 号につきまして質疑を受けたいと思います。何か御質問ございませんか。

○委員

（「なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

なしということですので、議案第 8 号の採決に入りたいと思います。

議案第 8 号について否決の方の挙手を求めます。

○委員

（挙手なし）

○議長（信夫会長）

挙手なしということですので、議案第 8 号につきまして原案のとおり制定することに決定します。

◎日程第 12 その他

○議長（信夫会長）

日程第 12 その他「別海町産業後継者対策相談所対策相談員の選出について」を議題に供します。

事務局より議案の朗読と内容の説明をお願いいたします。

○事務局（成瀬主幹）

その他、別海町産業後継者対策相談所対策相談員の選出について。別海町産業後継者対策相談所規約第 13 条に規定される対策相談員の任期満了に伴い、次期対策相談員を次のとおり選出する。

1、氏名、大内敏光（西春別推進委員会）。2、任期、令和 7 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで。

選出に当たりまして、これまでの経緯をご説明いたします。対策相談員につきましては、別海町産業後継者対策相談所の規約第 13 条に任期の 3 年が記載されております。

始まりは平成 11 年度に農業委員会から酪農後継者結婚対策に積極的に参画したいとの申し出をして、平成 12 年度に協議・決定され平成 13 年度から相談員を選出しております。4 名を希望したところでしたが 2 名の枠となったそうです。

始まりは当時の清水会長と相沢代理で、その後は特に地区で回していたわけでもなく、上春別地区と西春別地区の委員が続いておりましたが、令和元年度から相談員が 1 名に減員となったタイミングで、平成 31 年 2 月総会に

において、別海、中春別、西春別、上春別の順で持ち回りとすることを決定しております。

現在の相談員は、中春別地区で芳賀委員長ですが、来月末で任期満了となりますので、次の順番で西春別地区から大内委員長を選出するものです。

なお、相談員の任期中に農業委員の任期も迎えますので、農業委員を再任されなかった場合には、同じ西春別地区から後任の相談員を選出することになります。

以上でその他の内容説明を終わります。

○議長（信夫会長）

その他の事務局説明が終わりました。対策相談員につきましては25番大内委員を選出することで御異議ございませんか。

○委員

（「異議なし」の声あり）

○議長（信夫会長）

異議なしということですので、その他につきまして25番大内委員を対策相談員に選出することに決定します。よろしくお願いします。

◎閉会宣言

○議長（信夫会長）

以上で本総会に提出された議案の審議は全て終了しました。
これをもちまして、第21回総会を閉会します。